特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、予防接種に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	港区は、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に従い予防接種を実施する。また予防接種の実施に係る事務（対象者への通知、予防接種記録の管理、接種委託費用の支払い、副反応報告、健康被害救済措置等）を行うものである。 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ●予防接種の実施対象者の把握 ●予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ●予防接種の給付の支給又は実費徴収に関する事務 ●予防接種による健康被害救済に関する事務 ●マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領・通知する電子申請事務 ●予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務 ●予防接種記録に関する他市区町村照会・提供事務
③システムの名称	1健康管理システム　2システム共通基盤　3中間サーバー連携システム　4中間サーバー　5マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）　6 コロナワクチン接種管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種台帳

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　番号法　第9条第1項　別表　第14項、第126項　第19条第6号(委託先への提供) 2　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第10条　第67条の2 3　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第4条　別表第一　九の二、九の三、九の四　別表第二　八の三、八の四、八の五、十九

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第25項、第26項、第153項、第154項 【照会】 1　番号法第19条第8号　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第153項 2　番号条例　第4条　別表第一　九の二、九の三、九の四	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	みなと保健所　保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長事務取扱　参事

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒108-8315　東京都港区 三田一丁目4番10号 みなと保健所 保健予防課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みなと保健所 保健予防課 保健予防係 電話 03－6400－0081
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[○]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月1日	Ⅰ　関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	参事　保健予防課長事務取扱　吉田　道彦	保健予防課長事務取扱 みなと保健所長　吉田　道彦	事後	人事異動に伴う変更
平成27年9月9日	Ⅰ　関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠）第17号、第18号、第19号	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠）第16号の2 （別表第二における情報照会の根拠）第16号の2、第17号、第18号、第19号	事後	根拠条例改正のため
平成28年2月1日	Ⅰ　関連情報　6.評価実施機関における担当部署　②所属長	保健予防課長事務取扱 みなと保健所長　吉田　道彦	参事　保健予防課長事務取扱　稲垣　智一	事後	人事異動に伴う変更
平成28年4月15日	Ⅰ　関連情報 3.個人番号の利用　②法令上の根拠	1、2略	1、2略 3　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号）第11条の2　別表第二第19項	事後	「港区個人番号利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」の公布による
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	参事　保健予防課長事務取扱　稲垣　智一	参事　保健予防課長事務取扱　播磨　あかね	事後	人事異動に伴う変更
平成29年11月20日	Ⅰ　関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠）第16項の2 （別表第二における情報照会の根拠）第16項の2、第17項、第18項、第19項	【提供】 番号法　第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）　別表第二第16項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号）（以下、「別表第二主務省令」という。）　第12条の2 【照会】 番号法　第19条第7号　別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項 別表第二主務省令　第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	番号法別表第二主務省令改正による変更
平成29年11月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数	平成29年4月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年11月20日	②事務の概要	略	略 ●マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事後	事務の概要の追加
平成29年11月20日	③システムの名称	1から5　略	1から5　略 6マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)	事後	システム名称の追加
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	参事　保健予防課長事務取扱　播磨　あかね	保健予防課長　長嶺路子	事後	人事異動に伴う変更
平成31年3月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署　②所属長	保健予防課長　長嶺路子	保健予防課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅲ　しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策　　全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和2年12月4日	Ⅰ関連情報　3　個人番号の利用　法令上の根拠	1　番号法　第9条第1項 別表第一第10項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第10条 3　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号）第11条の2　別表第二第19項	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）　第9条第1項　別表第一　10の項 2　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第10条　第67条の2 3　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する事務（93の2の項） 4　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号）第11条の2　別表第二19の項	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和2年12月4日	Ⅰ関連情報　4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	【提供】 番号法　第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）別表第二第16項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号）（以下、「別表第二主務省令」という。）第12条の2 【照会】 番号法　第19条第7号　別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項 別表第二主務省令　第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	【提供】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）　別表第二　16の2の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務（115の2の項） 【照会】 番号法第19条第7号　別表第二　16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第13条　第13条の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務（115の2の項）	事後	番号法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月3日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	港区は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められ区内に居住する区民に対し、期日・期間を指定して予防接種を実施する。また予防接種の実施に係る事務（対象者への通知、予防接種記録の管理、接種委託費用の支払い、副反応報告、健康被害救済措置等）を行うものである。 予防接種法及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ●予防接種の実施対象者の把握 ●予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ●予防接種の実費徴収に関する事務 ●予防接種による健康被害救済に関する事務 ●マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	港区は、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に従い予防接種を実施する。また予防接種の実施に係る事務（対象者への通知、予防接種記録の管理、接種委託費用の支払い、副反応報告、健康被害救済措置等）を行うものである。予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ●予防接種の実施対象者の把握 ●予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ●予防接種の実費徴収に関する事務 ●予防接種による健康被害救済に関する事務 ●マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年2月3日	Ⅰ関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表第一 10の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第10条 第67条の2 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する事務（93の2の項） 4 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号）第11条の2 別表第二 19の項	1 番号法 第9条第1項 別表第一 10 93の2の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第10条 第67条の2 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号）第11条の2 別表第二 19の項	事後	記載の修正
令和3年2月3日	Ⅰ関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） 別表第二 16の2の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務（115の2の項） 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 第13条の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務（115の2の項）	【提供】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） 別表第二 16の2 115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号）（以下、「別表第二主務省令」という。） 第12条の2 第59条の2 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3 第13条 第13条の2 第59条の2	事後	記載の修正
令和3年2月3日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	事務の追加により対象者数が変更となったため。
令和3年4月1日	③システムの名称	1健康管理システム 2システム共通基盤 3中間サーバー連携システム 4中間サーバー 5マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）	1健康管理システム 2システム共通基盤 3中間サーバー連携システム 4中間サーバー 5マイナポータル（サービス検索・電子申請機能） 6コロナワクチン接種記録システム(VRS) 7コロナワクチン接種管理システム	事後	システム名称の追加
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 1 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） 別表第二 16の2 115の2の項 略 【照会】 1 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項	【提供】 1 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） 別表第二 16の2 115の2の項 略 【照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項	事前	番号法改正のため
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 評価時点の対象人数は何人か いつ時点の計数か	10万人以上30万人未満 令和3年4月1日時点	30万人以上 令和3年7月1日時点	事前	しきい値が30万人を超える見込みのため
令和3年7月1日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報を取り扱う業務②事務の概要	略	略 ●予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明を交付開始のため
令和3年7月1日	Ⅰ関連情報 2 特定個人情報ファイル名	予防接種台帳、コロナワクチン接種台帳、ワクチン接種記録システム（VRS）	予防接種台帳、コロナワクチン接種台帳、ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明を交付開始のため
令和3年7月1日	Ⅰ関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一 10 93の2の項	1 番号法 第9条第1項 別表第一 10 93の2の項 第19条第5号(委託先への提供)、第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明を交付開始のため
令和3年12月1日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報を取り扱う業務②事務の概要	（前略） ●予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務	（前略） ●予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務 ●新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（VRS)による予防接種対象者及び接種券情報、予防接種記録の登録管理事務 ●予防接種記録に関する他市区町村照会・提供事務	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明のオンライン交付開始のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅰ関連情報 ３ 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一 10 93の2の項 第19条第5号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (後略)	1 番号法 第9条第1項 別表第一 10 93の2の項 第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (後略)	事後	番号法改正による条項ずれの修正
令和3年12月1日	Ⅰ関連情報 ３ 個人番号の利用 法令上の根拠	【提供】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2 115の2の項 (後略)	【提供】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2 16の3 115の2の項(後略)	事後	番号法別表第二改正による追加
令和3年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種にかかる事務で取り扱い変更に伴って、しきい値を再確認したため
令和4年10月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(前略) ●予防接種の実費徴収に関する事務 (後略)	(前略) ●予防接種の給付の支給又は実費徴収に関する事務 (後略)	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加
令和4年10月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一 10 93の2の項 第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 第67条の2 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)第11条の2 別表第二 19の項	1 番号法 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 第67条の2 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号。以下、「番号条例」という。)第11条の2 別表第一 第18項、第19項、第20項 別表第二 第19項、第19の2項	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加
令和4年10月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2 16の3 115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2 第59条の2 【照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3 第13条 第13条の2 第59条の2	【提供】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 第16の2項、第16の3項、第115の2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2項、第16の3項、第17項、第18項、第19項、第115の2項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 3 番号条例 第11条の2 別表第一 第18項、第19項、第20項	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加
令和4年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和4年10月1日時点	事前	公金受取口座登録制度の開始による変更に伴って、しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号。以下、「番号条例」という。)第11条の2	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	3 番号条例 第11条の2	3 番号条例 第4条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	●予防接種の実施対象者の把握 ●予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ●予防接種の給付の支給又は実費徴収に関する事務 ●予防接種による健康被害救済に関する事務 ●マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領・通知する電子申請事務 ●予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務 ●新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)による予防接種対象者及び接種件情報、予防接種の登録管理事務 ●予防接種記録に関する他市区町村照会・提供事務	●予防接種の実施対象者の把握 ●予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ●予防接種の給付の支給又は実費徴収に関する事務 ●予防接種による健康被害救済に関する事務 ●マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領・通知する電子申請事務 ●予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務 ●予防接種記録に関する他市区町村照会・提供事務	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1健康管理システム 2システム共通基盤 3中間サーバー連携システム 4中間サーバー 5マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)6コロナワクチン接種記録システム(VRS) 7 コロナワクチン接種管理システム	1健康管理システム 2システム共通基盤 3中間サーバー連携システム 4中間サーバー 5マイナポータル(サービス検索・電子申請機能) 6 コロナワクチン接種管理システム	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 ③システムの名称	1 番号法 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・紹介のみ)	1 番号法 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 第19条第6号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅰ関連情報 5.個人番号の利用 ②所属長の役職名	保健予防課長	保健予防課長事務取扱 参事	事後	人事異動のため
令和6年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	Ⅳ リスク対策 8 人手を介在させる作業	様式変更に伴い新規記載	人為的ミスが発生するリスクへの対策	事後	様式変更のため
令和7年6月27日	Ⅳ リスク対策 最も優先度が高いと考えられる対策	様式変更に伴い新規記載	最も優先度が高いと考えられる対策	事後	様式変更のため
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 第19条第6号(委託先への提供) 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 第67条の2 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一 第18項、第19項、第20項 別表第二 第19項、第19の2項	1 番号法 第9条第1項 別表 第14項、第126項 第19条第6号(委託先への提供) 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 第67条の2 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一 九の二、九の三、九の四 別表第二 八の三、八の四、八の五、十九	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【提供】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 第16の2項、第16の3項、第115の2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。) 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2項、第16の3項、第17項、第18項、第19項、第115の2項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 3 番号条例 第4条 別表第一 第18項、第19項、第20項	【提供】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第25項、第26項、第153項、第154項 【照会】 1 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第153項 2 番号条例 第4条 別表第一 九の二、九の三、九の四	事後	番号法改正のため
令和8年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和8年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため